

## ◆第1回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### 【本部長（知事）訓示】

#### 導 入

○新型コロナウイルス感染症については、2月1日に、感染症法に基づく指定感染症に指定する政令が前倒しで施行され、都道府県がとるべき措置の法的根拠が明確になりました。

また、国内各地で感染が確認されており、いつ県内で発生してもおかしくない状況にあります。

#### 県の対策本部設置について

○このため、本日、「熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、今後は、この本部を中心として、感染の予防、拡大防止、県民に対する適切な情報提供等を行うこととします。

#### 結 び

○各部局においては、それぞれ、通常業務に新型コロナウイルス感染症対策関連業務が加わることとなりますが、県民への感染拡大を防止するとともに、安全で安心な県民生活の確保を図るため、関係機関と連携して、最大限の努力をお願いします。

---

### 【本部長（知事）締め挨拶】

○感染症対策では、人権に配慮しつつ、迅速かつ的確に対応することが求められています。

○県全体の危機管理として、県庁一丸となって、丁寧に対応しつつ、空振りを恐れず、万全を期していただきたい。